

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月1日に施行され、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率の指標を整備し、監査委員の審査に付した上で議会へ報告すること及び住民へ公表することが義務付けられました。

新潟市における令和6年度決算に基づく指標を、以下のとおり算定しましたので公表いたします。

1. 健全化判断比率の状況

新潟市の令和6年度決算における健全化判断比率は以下の表のとおりであり、いずれの指標も早期健全化基準を下回っています。（実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも黒字決算であったことから「赤字比率」は生じていません）

(単位：％)

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
新潟市の比率	－	－	12.4	121.7
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2. 資金不足比率の状況

新潟市の令和6年度決算における資金不足比率は以下の表のとおりであり、いずれの会計も経営健全化基準を下回っています。（いずれの会計も黒字決算となったことから資金不足比率は生じていません）

(単位：％)

	資金不足比率
中央卸売市場事業会計	－
と畜場事業会計	－
下水道事業会計	－
水道事業会計	－
病院事業会計	－
経営健全化基準	20.0